

ケアポート 介護保険利用料金表

【基本料金】

サービス内容	利用料 (10割)円	訪問看護			単位数	利用料 (10割)円	介護予防訪問看護			単位数
		1割(円)	2割(円)	3割(円)			1割(円)	2割(円)	3割(円)	
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)/回	3,140	314	628	942	314	3,030	303	606	909	303
訪問看護Ⅰ2 (30分未満)/回	4,710	471	942	1,413	471	4,510	451	902	1,353	451
訪問看護Ⅰ3 (30分以上1時間未満)/回	8,230	823	1,646	2,469	823	7,940	794	1,588	2,382	794
訪問看護Ⅰ4 (1時間以上1時間30分未満)/回	11,280	1,128	2,256	3,384	1,128	10,900	1,090	2,180	3,270	1,090
訪問看護Ⅰ5 療法士(20分)/回	2,940	294	588	882	294	2,840	284	568	852	284
訪問看護Ⅰ5 療法士(20分)/×2回	5,880	588	1,176	1,764	588	5,680	568	1,136	1,704	568
訪問看護Ⅰ5・2超 療法士(20分)/×3回	7,950	795	1,590	2,385	795	4,260	426	852	1,278	426

※理学療法士等による訪問について

- ・理学療法士等による訪問は、その訪問が看護業務の一環であり、リハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになっています。その為、訪問看護サービス利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。看護師の定期訪問の際は、看護師の基本料金が算定されます。
- ・別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合は、1回につき8単位を所定単位数から減算します。
- ・理学療法士等が、利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位を減算します。(厚生労働大臣が定める施設基準に該当し8単位減算している場合は、1回につき15単位減算します。)

※基本料金に対して、サービスの提供時間が早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)帯の時は、25%を加算します。基本料金に対して、サービスの提供時間が深夜(22時~6時)帯の時は、50%を加算します。

※計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた利用料金負担が生じます。

※時間外訪問については、月の2回目以降の計画外訪問より、早朝・夜間、深夜料金が加算されます。

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(*有料老人ホーム等)に居住する利用者を訪問する場合、基本料金が減算となります。また、それ以外の建物(*と同じ)に居住する利用者を訪問する場合、当該建物に居住する利用者が一定数以上である場合も、減算となります。

※高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

※業務継続計画未策定減算

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

【付加料金】

加算		利用料 (10割)円	1割(円)	2割(円)	3割(円)
初回加算Ⅰ 初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合	(Ⅰ) 3,500	350	700	1,050
	Ⅰ. 退院日当日 Ⅱ. 退院日の翌日以降	(Ⅱ) 3,000	300	600	900
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護保健施設に入院若しくは入所中の方に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	6,000	600	1,200	1,800
看護体制強化加算	緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について、一定割合以上の実績があった場合、算定します。	(Ⅰ) 5,500	(Ⅰ) 550	(Ⅰ) 1,100	(Ⅰ) 1,650
		(Ⅱ) 2,000	(Ⅱ) 200	(Ⅱ) 400	(Ⅱ) 600

加算		利用料 (10割)円	1割(円)	2割(円)	3割(円)
予防看護体制強化加算	緊急時訪問看護加算、特別管理加算について、一定割合以上の実績があった場合、算定します。	1,000	100	200	300
(予防) サービス提供体制加算Ⅰ	当事業所は、『勤続7年以上の職員を30%以上配置』等の算定要件を満たしています。	1回につき 60	6	12	18
(予防) サービス提供体制加算Ⅱ	当事業所は、『勤続3年以上の職員を30%以上配置』等の算定要件を満たしています。	1回につき 30	3	6	9
緊急時訪問看護加算Ⅰ 緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にある場合	1月につき (Ⅰ)6,000 (Ⅱ)5,740	600 574	1,200 1,148	1,800 1,722
特別管理加算Ⅰ 特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1月につき Ⅰ5,000 Ⅱ2,500	500 250	1,000 500	1,500 750
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合(1時間以上1時間30分未満の料金に加算)	1月につき 3,000	300	600	900
複数名訪問看護加算 (看護師等)	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に2人の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30分未満 2,540 30分以上 4,020	254 402	508 804	762 1,206
複数名訪問看護加算 (看護補助者)	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に看護師と看護補助者が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30分未満 2,010 30分以上 3,170	201 317	402 634	603 951
専門管理加算	イ.緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ロ.特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500	250	500	750
遠隔死亡診断補助加算	主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合(情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師)	死亡月 1,500	150	300	450
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合	1月につき 500	50	100	150
ターミナルケア加算 (要介護者のみ)	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合	死亡月 25,000	2,500	5,000	7,500
中山間地域に居住する利用者への訪問看護	通常のサービスを提供する地域を越えて訪問看護を行った場合 5/100に相当する単位数を加算する				
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に関わる計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	1月につき 2,500	250	500	750

【その他の料金】

◇ 1時間30分を超える訪問看護 (長時間訪問看護加算の算定者以外)	1時間以内	5,000円
◇ 介護保険外の訪問看護	1時間を超える場合 30分につき	2,800円

エンゼルケア	死後の処置代	20,000円
--------	--------	---------

☆准看護師の料金

【基本料金】

サービス内容	利用料 (10割)円	訪問看護			単位数	利用料 (10割)円	介護予防訪問看護			単位数
		1割(円)	2割(円)	3割(円)			1割(円)	2割(円)	3割(円)	
訪問看護Ⅰ 1・准 (20分未満)/回	2,830	283	566	849	283	2,730	273	546	819	273
訪問看護Ⅰ 2・准 (30分未満)/回	4,240	424	848	1,272	424	4,060	406	812	1,218	406
訪問看護Ⅰ 3・准 (30分以上1時間未満)/回	7,410	741	1,482	2,223	741	7,150	715	1,430	2,145	715
訪問看護Ⅰ 4・准 (1時間以上1時間30分未満)/回	10,150	1,015	2,030	3,045	1,015	9,810	981	1,962	2,943	981

※基本料金に対して、サービスの提供時間が早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）帯の時は、25%を加算します。基本料金に対して、サービスの提供時間が深夜（22時～6時）帯の時は、50%を加算します。

※計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた利用料金負担が生じます。

※時間外訪問については、月の2回目以降の計画外訪問より、早朝・夜間、深夜料金が加算されます。

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(*有料老人ホーム等)に居住する利用者を訪問する場合、基本料金が減算となります。また、それ以外の建物(*と同じ)に居住する利用者を訪問する場合、当該建物に居住する利用者が一定数以上である場合も、減算となります。

※料金の内容について、ご不明な点などがあれば、スタッフ又は下記までお問い合わせください。



訪問看護ステーション ケアポート

電話 0178-28-1900

管理者 石田 紋子

令和6年6月1日より